

令和5年度第1回奈良市NPO法人条例指定制度審査委員会 会議の概要

開催日時	令和5年6月29日（木）午後2時00分～4時00分		
開催場所	オンライン		
出席者	委員	岩田委員 関口委員 谷野委員 新川委員 【計4名出席】	
	事務局	地域づくり推進課長ほか3名	
開催形態	非公開	(非公開の理由)	奈良市情報公開条例第29条第2号
		非公開の具体的な理由 審査内容に個人情報等に関する事項を含むため。	
議題	(1) 委員長の選出について (2) 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例に基づく申出団体の審査について (3) 奈良市NPO法人条例指定制度の在り方について		
決定事項	・委員長に新川委員を選任 ・特定非営利活動法人奈良芸能文化協会が条例指定の基準を満たすと判断		
担当課	市民部地域づくり推進課		

議事の概要

1. 開会

2. 委員及び事務局の紹介

3. 案件

(1) 委員長の選出について

- ・委員の互選により、委員長に新川委員が選任された。

(2) 奈良市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準、手続等に関する条例に基づく申出団体の審査について

- ・慎重に審査をした結果、特定非営利活動法人奈良芸能文化協会は、条例指定の基準を満たすと判断された。

(主な意見は下記のとおり)

- ・指定基準等チェック表の第4表において「市内において、事業の継続が申出の日以後最初に到来する事業年度の初日から起算して5年間見込まれること」とあるため、今後5年間の事業計画等の書類の提出を求める。
- ・履歴事項全部証明書について、役員改選に伴い登記の更新をされているか確認すること。
- ・活動計算書、貸借対照表の正味財産の額について国際交流事業準備金の表記を適切な区分に計上する方がよい。

・(新川委員長とりまとめ分)

本件については、これまでの活動や事業報告等より、今後の継続は見込めることから、今後5年間の事業計画、予算書の提出をもって指定団体として適正と認める。

(3) 奈良市NPO法人条例指定制度の在り方について

- ・市内のNPO法人を対象に条例指定制度に関するセミナーや研修など、周知に取り組むとともに、各団体の意向についてのアンケートを実施して把握するなどしたうえで、制度への申請の有無等の状況を鑑みて制度の在り方や廃止について検討を進めていくべきである。

以上